

# くらしのガイド

## 市や国、道からのお知らせ



### 住まい



#### 国民年金保険料の『追納制度』

保険料の免除や納付猶予、学生納付特例制度の承認を受けた場合は、保険料を全額納付した場合に比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そのため、これらの免除などを受けてから10年以内であればさかのぼって納付（全額または一部）することができる『追納』という制度があります。

※免除などの承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※希望する方は、年金事務所へ申し込みが必要です。

問い合わせ 室蘭年金事務所

(☎24) 7104

#### 『児童手当現況届』を受け付けています

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日から30日までに『児童手当現況届』を提出する必要があります。

受給されている方には、5月末に書類を送付しています。期間中に提出がない場合、6月分以降の手当が支給停止となりますので、必ず提出してください。

**提出方法** 6月30日(金)までに持参または郵送(30日必着)で子育てグループ(〒059-8701 中央町6丁目11)

#### ○出張受付を行います

- ・6月9日(金)・20日(火)10時～16時：鶯別公民館
- ・6月13日(火)11時～13時：登別温泉ふれあいセンター
- ・6月16日(金)11時～13時：婦人センター

問い合わせ 子育てG

(☎85) 5634

## 子育てに関する手当の制度を知っていますか

### 児童手当

- 対象 中学校卒業前の子ども（15歳に到達した以降最初の3月31日までの間にある子ども）を養育している方  
※児童福祉施設などに入所している子どもを除く。
- 手当額
  - ・3歳未満の子ども…1人につき月額15,000円
  - ・3歳から小学生まで（第1、2子）…1人につき月額10,000円
  - ・3歳から小学生まで（第3子以降）…1人につき月額15,000円
  - ・中学生…1人につき月額10,000円
 ※養育者の所得が所得制限額以上の場合は、子ども一人につき月額5,000円。

### 特別児童扶養手当

- 対象 政令で定める程度の障がいがある20歳未満の子どもを養育している方
- 手当額
  - ・重度の障がいがある子ども…1人につき月額51,450円
  - ・中度の障がいがある子ども…1人につき月額34,270円
 ※養育者の所得が所得制限額以上の場合は、手当が支給されません。

問い合わせ  
子育てグループ (☎85) 5634

### 児童扶養手当

- 対象 18歳に到達した以降最初の3月31日までの間にある子どもを養育しているひとり親家庭の方など  
※子どもが政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の子ども。
- 手当額
  - 月額42,290円
  - ※第2子は月額9,990円、第3子以降は1人につき月額5,990円を加算。
 ※養育者や同居親族など（養育者の父母、兄弟など）の所得や養育費、公的年金等が所得制限額以上の場合は、手当の全額または一部が支給停止となります。

### 災害遺児手当

- 対象
  - ・自然災害や交通事故などにより父や母を亡くしている小学生または中学生を養育している方
  - ・自然災害や交通事故などにより父や母が重度の障がい状態にある小学生または中学生を養育している方
- 手当額 子ども1人につき月額10,000円

※児童手当や児童扶養手当について、養育する子どもの人数は、18歳に到達した以降最初の3月31日までの間にある子どもを数えます。  
※申請方法など、詳しくは問い合わせください。

『申し込み』  
『問い合わせ』

中の『G』は『グループ』の略です